

# 平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府 省 庁 名 厚生労働省
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他</span> （ ） 未定（関係する税目）	
要望項目名	薬事法等の改正に伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 平成22年4月に「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」において取りまとめられた最終提言を踏まえ、平成23年2月に厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会（以下「検討部会」という。）を設置し、検討部会において、医薬品等の承認時及び販売後における安全対策の強化を図るとともに、医療上の必要性の高い医薬品等を速やかに使用できるようにするため、必要な医薬品等の制度改正事項について議論を行い、平成24年1月にとりまとめを公表した。 今後、検討部会のとりのまとめを踏まえ、遅くとも次期通常国会に薬事法等改正法案を提出する場合は、薬事法等改正に伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある。	
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係条文</span>	〔 〕	
減収見込額	（初年度） － （ － ） （平年度） － （ － ） （単位：百万円）	
要望理由	（1）政策目的 医薬品等の承認時及び販売後における安全対策の強化を図るとともに、医療上の必要性の高い医薬品等を速やかに使用できるようにするため、必要な医薬品等の制度改正事項について検討することが必要であり、当該検討結果に基づき所要の改正を行う。 （2）施策の必要性 今後、検討部会のとりのまとめを踏まえ、遅くとも次期通常国会に薬事法等改正法案を提出する場合は、薬事法等改正に伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある。	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	薬事法等改正に伴う税制上の所要の措置により、医療上の必要性の高い医薬品等を速やかに使用できるようにするための体制を整備することにつながる。

税負担軽減措置等の適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	-
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	-